

行政改革に関する提言書

さぬき市行政改革推進委員会

1 はじめに

さぬき市の人口は、先日発表された平成27年国勢調査の速報値によると、50,300人となり、5年前の調査に比べて2,700人、率にして5%を超える減少となっている。これは、これまで社会保障人口問題研究所が公表してきた人口推計とも合致したものであり、今後、さらなる加速化が想定される高齢化の進展と相まって、地域経済の縮小や社会保障費の増大などの懸念が一層高まっている。

また、本市の財政状況を顧みると、合併算定替による普通交付税の特例措置の段階的縮小や、生産年齢人口の減少による市税収入の逡減などにより、厳しい財政運営が求められている一方、庁舎の再編整備や防災・減災対策、少子高齢化の進展等に伴う社会福祉施策の実施など、着実な取組が必要となる事業が山積している状況である。

このように、本市を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能で自立できる地方自治体として、本市が引き続き発展していくためには、現状における課題を的確に捉え、将来を見据えながら、一層簡素で効率的な行財政運営に向け、さらなる行政改革を推進していくことが不可欠である。

さぬき市では、昨年10月30日、人口減少と地域経済縮小の克服を目的とする「さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しているが、この戦略の目的は、まさに本委員会が目指すべき目標とも合致したものである。

本委員会は、今年度は計2回という限られた時間の中での審議となったが、本市の将来を展望した行政改革の在り方について、様々な視点から検討を行った。

ここに、その要点を述べ、今後の施策に生かされるよう提言する。

2 行政改革実施計画に基づく主な取組の検証

平成26年度の第3次行政改革実施計画の取組に関する効果額は、総額261,414千円であった。また、計画期間全体の効果額は、総額599,091千円であった。

このうち、歳入の確保については、封筒や広報誌、CATV等の広告媒体の活用のほか、未利用財産の処分などによるものである。

次に、歳出の削減については、定員適正化計画による人件費の抑制や庁舎管理経費の抑制、コミュニティバスの運行体系の見直し、学校施設の統廃合による維持管理経費の縮減、補助金・負担金の見直しなどによるものである。

計画全体の効果額からみると一定の成果があったものと考えられるが、詳細に見ると、「定員の適正化」や「学校再編」等の取組では目標効果額を大きく上回る成果となっているものの、その他の取組では目標効果額を下回るものも数多く見られる。

また、効果額を算出できない取組のうち、「施設等使用料の統一」の取組においては、現在実施している公共施設全般の見直しと合わせて検討していくことが効率的であることから取組が未了となっているほか、一部において取組が低調となっているものも見受けられるので、そうした要因などを十分検証したうえで、今後反映されるよう取り組んでいただきたい。

○第3次行政改革実施計画

(千円)

取組項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	目標効果額	実績効果額	目標効果額	実績効果額	目標効果額	実績効果額
①歳入確保 ・広告掲載 ・未利用財産の処分 等	11,250	△803	11,600	2,298	11,950	1,811
②人件費の抑制 ・定員の適正化 ・組織の最適化 等	45,044	86,601	32,090	192,686	49,412	206,896
③事務事業の見直し ・庁舎管理経費の抑制 ・コミバス運行体系の見直し 等	2,850	9,187	11,779	10,272	11,861	13,107
④施設管理費等の適正化 ・学校再編 ・施設配置の適正化 等	7,033	6,757	7,614	9,339	18,154	24,213
⑤補助金・負担金等の見直し ・イベント補助金の見直し ・負担金の見直し 等	4,590	84	24,213	19,807	12,117	9,683
⑥公債費の負担適正化 ・借入額の抑制 ・借入手続きの改善	500	822	500	627	500	5,704
合計	71,267	102,648	87,796	235,029	103,994	261,414

【計画期間全体の効果額 599,091千円】

3 行政改革に関わる取組全般について

(1) 税収増加にむけた取組について

本市では合併算定替による普通交付税の特例措置の段階的縮小による減収や、生産年齢人口の減少による市税収入の減少など、今後厳しい状況が続くものと危惧されている。

そのため市の活性化や地方創生を一層推進する上からも、観光振興等による本市の認知度アップをはじめ、定住人口や移住者への取組、ふるさと納税の促進、企業誘致など、税収増加につながる事業にもっと積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 開庁時間の延長について

現在、行政窓口の開庁時間については、平日の午前8時30分から午後5時15分となっているが、昼間働いている市民が利用しようとしても間に合わないとの指摘がある。年度末及び年度初めの日曜日については既に開庁日を設け、市民サービスの向上に努めているが、

例えば、平日の週1日は開庁時間を延長するなど、さらに市民の立場に立ったサービスの向上の取組を検討してはどうか。

(3) 行政改革実施計画の数値目標について

現行の行政改革実施計画では、計画期間内の数値目標は当初に設定されたままとなっている。しかしながら、目標効果数値と実績数値が大きく乖離した取組項目については、目標に対して取り組むべき内容が明確化できず、職員のモチベーションが低下することも想定されることから、実績を踏まえた上で、実現可能な目標となるよう実施の過程で修正することも検討されたい。

また、取組項目によっては目標が数値化できないものがあることは理解できるが、数値目標がないと評価が困難なので、可能な限り数値化するように努力していただきたい。

(4) 今後の課題について

これまでの行政改革は、いかに歳出を減らし、歳入を増やしていくかという点に力点がおかれてきたようである。この点は重要な視点ではあるが、今後はムダを省きつつも、必要な施策については、ある程度予算をつぎ込んでいくという視点も踏まえて取り組まれない。

とりわけ観光施策については、これまでの「見る観光」から「体験する観光」へと視点を変え、他にない新しい取組を検討していただきたい。また、瀬戸内国際芸術祭との連携や地産地消による地域活性化、さらに子育て支援など少子化対策といった分野にも重点的に予算を配分する等、メリハリをつけた予算運営とされたい。

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過
さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

平成27年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

第1回会議 平成27年11月24日（火）10:00～12:00 本庁第2委員会室
議 題

- 1 会長・副会長の選出について
- 2 会議の進め方について
- 3 行政改革実施計画について

資 料

- 1 さぬき市行政改革推進委員会委員名簿（平成27年度）
- 2 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱
- 3 さぬき市行政改革実施計画（平成24年度～平成26年度）
～取組項目及び効果額等抜粋～
- 4 さぬき市行政改革実施計画（平成24年度～平成26年度）取組項目進捗状況一覧

第2回会議 平成28年3月15日（火）10:00～11:30 本庁第2委員会室
議 題

- 1 行政改革に関する提言書について

資 料

- 1 行政改革に関する提言書（案）

さぬき市行政改革推進会委員名簿（平成27年度）

（順不同・敬称略）

NO	役職	氏名	区分
1		池上 友博	公募
2		木村 英司	公募
3		高嶋 文夫	団体推薦
4		中澤 恵子	団体推薦
5	会長	奈良 正史	識見者
6		西端 やす子	団体推薦
7		真鍋 清高	団体推薦
8		山本 正子	団体推薦
9	副会長	頼富 勉	団体推薦

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。